

大和市告示第92号

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月1日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱  
（大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱の一部改正）

第1条 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱（令和2年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年4月7日付け子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」に改める。

第3条第2項第2号中「令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知」に改める。

第4条第1号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同条第2号ア中「申請」の次に「（以下単に「申請」という。）」を加え、同号イ中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同号ウ中「平成31年1月から令和元年12月」を「令和2年1月から同年12月」に改め、同条第3号ア中「第10条第1項の規定による」を削り、「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同号イ中「第10条第1項の規定による」を削る。

第5条第1号中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同条第2号中「令和3年3月23日」を「令和4年4月28日」に改め、同条第3号中「第10条第1項の規定による」を削り、「同条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第7条中「監護等児童」の次に「（児童扶養手当受給者に係る者に限る。）」を加える。

第10条第1項各号列記以外の部分中「公的年金給付等受給者」の次に「（第5条後段の規定により支給対象者とみなされた監護等児童（申請を行っていない公的年金給付等受給者に係る者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の規定による」

を削る。

第11条中「第10条第1項の規定による」及び「（以下単に「申請」という。）」を削り、「令和4年2月28日」を「令和5年2月28日」に改める。

別表第2号様式の項中「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給決定通知書」を「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給決定通知書」に改める。

（大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部改正）

第2条 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱（令和3年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「よる申請」の次に「（以下単に「申請」という。）」を加え、同項第1号及び第2号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同項第3号及び第4号中「令和3年5月から令和4年3月」を「令和4年5月から令和5年3月」に改め、同項第5号中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成15年4月2日から平成18年4月1日」を「平成16年4月2日から平成19年4月1日」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同項第6号中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改め、同項第7号中「令和3年1月から令和4年2月」を「令和4年1月から令和5年2月」に改め、「第10条第1項の規定による」を削り、「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同条第2項中「平成15年4月2日」を「平成16年4月2日」に、「平成13年4月2日）から令和4年2月28日」を「平成14年4月2日）から令和5年2月28日」に改め、同条第3項第2号中「令和3年4月7日付け子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」に改める。

第5条第1項第1号中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同項第3号中「第10条第1項の規定による」を削り、「同条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第7条中「養育児童等」の次に「（その他の支給対象者に係る者を除く。）」を加える。

第10条第2項中「前項の規定による」及び「（以下単に「申請」という。）」を削る。

第11条中「令和4年2月28日（令和4年3月分）」を「令和5年2月28日（令和5年3月分）」に、「令和4年3月15日」を「令和5年3月15日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に第1条及び第2条の規定による改正前のそれぞれの要綱の規定により支給した給付金に係る不当利得の返還については、なお従前の例による。